

令和 2 年度
事業計画書

令和2年5月

一般社団法人 全国建設業協会

目 次

ま え が き	1
1. 安定的な公共事業予算の確保と災害に強い国土づくり	2
2. 働き方改革の推進による職場環境の整備	3
3. 地域建設業の経営基盤強化に向けた取組	7
4. 建設業における社会的責任への取組	1 1
5. 戦略的広報の展開	1 2
6. その他事業・行事の開催	1 3

まえがき

近年の建設業界を取り巻く情勢は、令和2年度政府当初予算で、公共事業関係費が国全体で6兆0669億円（前年度比0.1%増）確保され、また、これまで再開発案件などを中心に民間建設投資も全体として堅調に推移してきた。

しかし、今年に入って世界中に流行した新型コロナウイルス感染症は、世界の人流・物流を分断させ、世界経済、わが国経済に大きな被害を与えようとしている。地域建設業においても、今後民間需要の減速が懸念されるなど重大な局面を迎えている。

一方、近年、大規模自然災害が頻発し、これら自然災害から国民の安全・安心を守り、社会資本の着実な整備を担う「地域の守り手」としての地域建設業の役割はますます大きなものとなっている。

このような難局の中で、地域建設業がその期待に応えるためには、課題とされる経営基盤の安定化や、担い手の確保が不可欠であり、全国建設業協会（以下「全建」という。）としては、これらの課題解決に積極的に取り組む必要がある。

さらに、一昨年成立した働き方改革関連法による建設業への時間外労働の罰則付き上限規制の導入を4年後に控え、働き方改革の着実な進展に向けた取組が喫緊の課題となっている。

また、昨年成立した新・担い手3法、同年本格運用が開始された建設キャリアアップシステム、外国人特定技能制度等について、その適切な運用等に向けた取組が求められている。

このような状況を踏まえ、全建は、以下のとおり令和2年度の事業計画を策定し、各都道府県建設業協会との連携の下、地域建設業の発展のため、より一層積極的に事業活動を展開することとする。

1. 安定的な公共事業予算の確保と災害に強い国土づくり

(1) 社会資本整備の推進と公共事業予算の持続的・安定的な確保

令和2年度の公共事業関係予算は、前年度当初予算を上回る6兆0669億円が確保された。全建としては、強靱な国土づくりと地域経済の活性化、地方創生のための社会資本整備を着実に推進し、大規模災害から国民の生命と財産を守り、国民が安全に安心して暮らせるよう、各都道府県建設業協会と連携し、あらゆる機会を捉えて政府・関係機関に、公共事業予算の持続的・安定的な確保について提言・要望を行う。

また、景気の動向等、地域建設業界の状況を踏まえ、追加的予算措置に関して適切な対応を行っていく。

(2) 大規模災害に備えた防災・減災対策及び国土強靱化の推進

現在政府において実施されている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は令和2年度をもって終了する。しかし、我が国では豪雨・豪雪、台風の襲来、地震、火山噴火等大規模な自然災害が頻発しており、毎年多くの人命や貴重な財産が失われている。

このため、全建では引き続き国土強靱化の重要性を訴えとともに、これらの大規模自然災害の発生状況を踏まえ、3か年の緊急対策が終了した後についても、国民の安全・安心を守り、防災・減災、国土強靱化を推進するための予算を計画的かつ安定的に確保するよう、政府・関係機関に提言・要望を行う。

(3) 地域懇談会・ブロック会議等の開催と提言活動の推進

地域建設業界が抱える諸問題や国土交通省の政策課題等について、

官民一体となってその解決に向けた取組を進めるため、全国 9 ブロックにおいて「地域懇談会・ブロック会議」を開催し、地域の実情等を踏まえ、積極的な意見交換を行うとともに、その議論を踏まえ政府・関係機関に提言・要望を行う。

なお、各ブロック等との意見交換を基に、地域懇談会・ブロック会議をより充実した会議とするため、進め方、内容等についてさらに検討を行う。

2. 働き方改革の推進による職場環境の整備

(1) 地域建設業の働き方改革の着実な進展に向けた取組

建設業における令和 6 年 4 月からの時間外労働の罰則付き上限規制の導入を控え、今後の働き方改革の着実な進展に向けた以下の取組を各都道府県建設業協会・会員企業とともに推進する。

また、先進企業の好事例や地域建設業の魅力ある職場について、全建ジャーナルやWEB等で幅広く情報発信する。

①「休日 月 1 + (ツキイチプラス) 運動」等を通じた労働条件の改善

「休日 月 1 + (ツキイチプラス) 運動」、「社会保険加入の徹底」、「設計労務単価引上げ分アップ宣言」等を通じ、長時間労働是正を含めた賃金・休日等の労働条件の改善への取組を着実に進めるため、引き続きこうした運動・取組の周知・徹底を図るとともに、その実施状況、取組徹底のための課題等を把握するため、フォローアップ調査を実施する。

また、4 週 8 休実現企業の普及促進に向け、経営トップの意識向上

につながる休日確保の取組事例やその課題解決策などの事例等を幅広く収集し、情報発信することにより更なる取組の促進を図る。

さらに、社会保険加入促進及び賃金引上げに向け、建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会等の場を通じて意見交換や情報収集を行い、情報発信する。

なお、労働時間の短縮を図り職場環境を改善していくためには、生産性の向上による業務の効率化が不可欠であり、建設業におけるICT技術の活用や i-Construction 等の施策に関する最新の情報を提供する。

②建設キャリアアップシステムへの対応

技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目指す建設キャリアアップシステムについて、課題等を把握するとともに、普及促進に向けた提言を行う。

このため、会員企業の工事現場の中から「モデル工事現場」を選定し、発注者等との連携による現場見学会や、効果や課題の収集等を行う。また、いろいろな機会を捉えて、会員企業におけるシステムの稼働状況、活用の利点、課題・問題点等を把握することにより、システムの効果、利便性が更に向上するよう提言・要望を行う。

さらに、建設業退職金共済制度に係る就業実績報告ツールを活用した電子申請方式が令和 2 年度より開始されることを踏まえ、同方式と連動して導入の検討が進められている建設キャリアアップシステム活用型電子申請方式について、課題等を把握し、提言する。

③外国人就労への対応

外国人労働者の受入れに関し、「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」等の周知を図るとともに、特定技能外国人等の適正な就労に向けた課題・改善点等を調査し、地域の実情に合った運用がなされるよう必要な提言・要望を行う。

④女性の定着促進に向けた環境整備

令和2年1月に新たに策定された「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」（計画期間：令和2年～6年の5年間）に基づき、建設業で働く全ての女性が「働きがい」と「働きやすさ」の両立により、就業継続の実現に向けた情報発信を強化するとともに、働きつづけられるための環境整備に取り組む。

また、新計画の策定にあわせて改訂した「地域建設業における女性の定着促進に向けたロードマップ」の周知を図るとともに、当該ロードマップで定めた目標（令和6年までに全都道府県建設業協会において女性部会の設立等）の達成に向け、各都道府県建設業協会・会員企業へ実施を促す。

さらに、会員企業における女性の定着促進にむけた環境整備への取組の中で優れた事例を表彰する。

⑤高齢者の更なる活躍に向けた環境整備

政府が70歳までの就業機会の確保を打ち出したこと等を踏まえ、高齢者の更なる活躍に向け、短時間勤務等の雇用形態の多様化をはじめとする雇用管理制度の改善などの取組について、会員企業の状況等の調査を通じ、好事例の収集を図り、情報発信する。

⑥就職氷河期世代対策

いわゆる就職氷河期世代対策として、政府が進める様々な支援策のうち、出口一体型の訓練（※）等の、地域建設業において活用が見込める即効性のある就職支援策に関する情報提供を行う。

（※）業界団体に委託し、訓練と半日から3日程度の職場見学・職場体験、ハローワーク等と連携した就職支援等と組み合わせ、正社員就職を支援する訓練。

（2）労働災害防止対策の推進

①墜落・転落災害等の防止

第13次労働災害防止計画において、建設業の最重要課題とされた墜落・転落災害防止のための「墜落制止用器具(安全帯)の安全な使用のためのガイドライン」に基づく墜落防止用器具の使用の徹底を図り、墜落・転落災害等を減少させる。

また、現場技術者を対象にした労働安全を中心とした研修会を活用し、上記ガイドラインや法令改正の周知徹底及びリスクアセスメントの実施による同種災害の防止や安全衛生管理体制の充実を図る。

さらに、昨年2月に改訂した「守っていますか？現場の安全！」の冊子の普及を図ることで、現場での安全衛生教育を充実し、災害の発生要因の9割を占める不安全行動防止の徹底を図る。

②労働安全衛生環境の整備

現場でのストレスチェックの活用例等、各都道府県建設業協会や他産業での好事例を収集し、発信することにより、事業所・現場でのメンタルヘルス対策・職場環境改善等の推進を図る。

また、建設職人基本法による安全衛生経費の確保、新・担い手3

法による安全・健康に配慮した工期設定、作業環境の改善等の実現に向け、「安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」、「墜落・転落防止対策の充実に係る実務者会合」等において関係機関と連携し、積極的に地域元請建設業界の声を発信する。

さらに、会員企業の高齢者雇用の状況等の調査において、高年齢者の安全衛生確保が最も重要な課題との回答が多く寄せられたことから、厚生労働省で検討されている高齢者の労働災害防止に係るガイドラインの周知を図ることにより高齢者の労働災害防止を推進する。

3. 地域建設業の経営基盤強化に向けた取組

(1) 新・担い手3法など法改正への対応

昨年成立したいわゆる新・担い手3法について、法改正後の適切な運用のため、関係機関における運用状況に注視し、速やかな情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業へ情報提供を行う。

特に、品確法については、改正内容を踏まえ策定された新たな運用指針が本年度より適用されるので、国はもとより地方公共団体、特に市町村等への浸透、運用徹底状況等について調査・分析を行い、運用実態を明らかにして、関係機関に対する具体的な改善提案を行う。

また、各地方自治体の入札契約制度について、「地方公共団体における最低制限価格制度・低入札価格調査制度の運用状況」の調査を行い、制度未設定の市町村への設定の働きかけや全国基準（公契連モデル）より低位にある自治体の基準の引上げに向けた働きかけのための支援を行う。

さらに、本年夏の策定を目途に、中央建設業審議会等で議論が進められている「工期に関する基準」については、公共工事のみならず民間工事も含めた基準となることから、長時間労働の是正など地域建設業界の働き方改革等への後押しにもなるよう、積極的な提言・要望を行うとともに、策定後の適切な運用のため、関係機関に働きかけを行う。

また、本年4月に施行される民法改正に伴う建設工事標準請負契約約款の改正については、円滑な移行に向け、公共発注機関における運用状況を注視するとともに、各都道府県建設業協会及び会員企業へ情報提供を行う。

(2) 建設生産システムの高度化に向けた取組

①建設生産システムに関する諸問題への対応

建設産業政策会議が策定した「建設産業政策 2017+10」に関する施策の具体化に向け、各都道府県建設業協会及び会員企業の現場担当者等と意見交換を行い、適正な利潤を確保するための建設生産システムに関する課題や改善策を把握・整理し、地域元請建設企業団体として各種委員会等において積極的な提言・要望を行う。

また、社会資本の整備及び維持管理・更新を適切に実施し、将来にわたって安全なインフラサービスを継続的に提供することを目的に設置された「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」において、企業評価や発注標準、地域の守り手を確保する仕組みの構築等の議論に当たり、地域の実情に合わせた多様な発注方式の拡大などを目指して必要な提言・要

望を行う。

特に、社会資本の大更新時代を迎え、重要性が高まっている維持管理分野については、同懇談会の維持管理部会をはじめとする各種委員会に参画し、社会資本の老朽化対策等に関する新たな取組や、維持管理業務の契約及び業務実施上の課題について情報を収集・整理し、会員企業等に向けて情報発信する。

②生産性の向上

建設業における ICT 技術の活用等、国土交通省が推進している i-Construction をはじめとした建設産業の生産性向上のための施策や、ICT 施工の普及に向けて国などが実施する各種支援方策に関する最新情報について、随時提供する。

また、各都道府県建設業協会及び会員企業に意見照会を行い、ICT 活用工事の小規模工事への導入上の課題、積算に当たって改善すべき点、人材育成・設備投資の負担等の課題を把握・整理し、国土交通省の i-Construction (BIM/CIM を含む) 関連委員会等において、会員企業が生産性向上に取り組みやすい環境が整備されるよう取り組む。

③ 建設技術者の技術力向上

建設技術者の技術力向上のため、「技術研究発表会」を開催し、建設工事の施工現場における生産性や品質の向上及び安全の確保等に資する様々な工夫・改善事例等を募集して、優れた事例を選定し、会員企業に情報共有する。また、特に優秀な事例については、発表・顕彰するとともに、ホームページやマスコミ等を通じて建設業界の

取組について広く情報発信する。

(3) 会員企業の経営改善に資する諸施策の強化

①税制・金融等を活用した経営改善のための取組

各都道府県建設業協会等から意見集約し、租税特別措置の改正・延長や運用・手続の改善等について、政府・関係機関に対して提言・要望を行う。

また、導入が予定されているインボイス制度など、税制・金融等の各種施策の動向について情報収集に努め、各都道府県建設業協会及び会員企業に対して情報提供を行うとともに、関係機関に対して提言・要望を行う。

さらに、担い手不足等の影響により、困難な状況が続いている地域建設業における事業承継について、各種施策・税制措置等の情報収集に努め、会員企業へ情報提供を行う。

②環境関係法令への対応、建設副産物適正処理等への取組

建設副産物のリサイクルと適正処理を更に推進することを目的とした「建設リサイクル推進計画 2014」を受け、より一層高い意識を持って取り組めるよう、会員企業への情報提供に努めるとともに、建設廃棄物の適正処理に関する講習会や必要に応じて現在販売している関連書籍等の改訂を行う。

また、環境関連法令等の動向を注視し、各省で開催される関連委員会等に参画して情報収集に努めるとともに、関係機関に対して提言・要望を行う。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策

昨年度末に世界中でパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症により、世界の人流・物流が分断され、世界経済、わが国経済への深刻な影響が生じている。さらに、史上初となる緊急事態宣言が発令され、感染拡大を防ぐため、社会的距離の確保、不要不急の外出自粛、衛生の徹底など様々な対策が取られている。

このため、今後民間需要の冷え込みが懸念される中、これを埋める公共投資の確保やセーフティネットの整備等を関係機関に要望するとともに、感染症又はその予防措置の影響に伴う様々な契約上、建設現場上の支障を防ぎ、緩和するため、国土交通省や他の団体等と連携して取り組んでいく。

4. 建設業における社会的責任への取組

(1) 災害対応に係る体制の整備

近年、激甚化・頻発化する自然災害において、「地域の守り手」として応急復旧活動に携わる会員企業の状況を迅速に把握するため、都道府県建設業協会との連絡体制の強化に取り組む。

また、実際に応急復旧活動に携わった各都道府県建設業協会及び会員企業から情報を収集し、応急復旧活動を実施するための諸課題を整理して、関係機関に対して提言・要望を行う。

特に、新・担い手3法において発注者に建設業者団体等と締結する責務を課した災害協定については、各都道府県建設業協会における締結状況及び災害協定書の記載内容を調査するとともに、実際の

応急復旧活動時における課題等を踏まえ、建設業者団体として災害協定書に記載すべき項目についての検討を行う。

また、指定公共機関としての役割を果たすため、防災業務計画に基づき、関係行政機関及び各都道府県建設業協会との連絡体制の点検・強化を図るとともに、現事務所が被災した場合の代替拠点における通信・連絡手段についても点検・訓練を実施する。

加えて、地域建設企業における事業継続計画（BCP）の策定・見直しを支援する。

（２）建設業の社会的責任（CSR）の推進とコンプライアンスの更なる徹底

社会的責任を果たし、コンプライアンスに則った事業活動を行うため、引き続き全建の「建設企業（団体）行動憲章」の周知を図るとともに、関係団体と連携し、必要に応じて研修会等を開催する。

また、法令順守、地域社会への貢献等建設業が果たすべき役割と重要性を再認識するため、ポスター等を活用してCSR活動の推進を図る。

（３）建設業における社会貢献活動の推進

各都道府県建設業協会や会員企業が行っている社会貢献活動を推進するため、「建設業社会貢献活動推進月間中央行事」を開催し、優れた事例を顕彰するとともに、優秀な活動事例を取りまとめ、各都道府県建設業協会と連携し、イベント等で配布するなど広く啓発・広報する。

（４）テレワークの推進

全建において、情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を進めるとともに、災害時や緊急事態宣言時などにおい

ても各都道府県建設業協会と全建をつなぐことができるテレビ会議システム等の構築について検討する。

5. 戦略的広報の展開

(1) 積極的な広報活動の推進

全建の事業活動や建設業が行う社会貢献活動等について、ホームページや全建ジャーナルを活用し、積極的かつタイムリーに情報発信を行う。

また、行政が主催する「利根川水系総合水防演習」、「子ども霞が関見学デー」、「防災推進国民大会」などに積極的に参加・出展し、パネルや映像等を使い災害時等における建設業の活動を広く広報する。その際に、広報用のグッズを考案し、来場者等に配布する。

さらに、マスコミへの積極的なアプローチを促進するため、先に策定した広報マニュアル「プレスリリースの方法」の見直しを行う。

(2) 広報体制の充実・強化

全建の情報発信ツールであるホームページや全建ジャーナルの充実を図る。特に全建ジャーナルについては、企業向けの記事から経営者や技術者、従業員などに向けた記事など、読者に有用な情報を提供できるよう、内容の再構築について検討を行う。

また、各都道府県建設業協会に広く着用を促進している全建統一ベストについても引き続き頒布を行うこととし、協会ごとに必要部数を調査しながら着用の促進を図ることとする。

6. その他の事業・行事の開催

(1) 建設関係功労者表彰

全建表彰規程・基準に基づき、建設業の振興・発展に貢献された全建役員・会員企業に対し表彰を行う。

(2) 慰霊法要等の実施

建設現場等において不慮の災禍に遭われ殉職した方々の御霊を供養するため、増上寺境内にある土木建築殉職者慰霊塔において、慰霊法要を執り行う。

(3) 各種報告書、出版物等の刊行

各事業活動での成果を、報告書並びに出版物として取りまとめ、広く会員その他に配布・販売する。

(4) 経営者層の研鑽のための建設工事・施設見学会の開催

経営者層の技術の研鑽を深めるため、建設キャリアアップシステム導入現場、最先端技術が導入された建造物等を対象に建設工事・施設見学会等を実施する。

(5) 関係機関、諸団体等との意見交換、情報交換等の実施

建設業界が抱える諸問題や国の政策課題等について適切に対応するため、関係機関、諸団体等と積極的に意見交換、情報交換を行い、連携強化を図る。

(6) その他

今後の情勢を踏まえ、必要な場合には所要の事業・行事等を実施する。

